

論文内容要旨

論文題目

学校における医療的ケアの円滑な実施と子どもとその家族の生活の質向上のための支援体制の検討

所属部門： 社会環境予防医学部門

所属講座： 医療政策学講座

氏 名： 鈴木 育子

【内容要旨】

背景

入院期間の短縮化、在宅医療の推進といった医療提供体制の変化の中で、慢性疾患や難病により医療的ケアを必要としながら地域で生活する子どもは今後も増加していくと推測される。そのような子どもやその家族が学区内にある通常の学校への就学を希望することは多いが、病気や障害を持つ子どもの就学支援体制は各自治体に任せられているのが現状であり、その実態は明らかにされていない。そこで本研究では、学校で医療的ケアを必要とする子どもの実態と課題を明らかにすることにより、学校における医療的ケアの円滑な実施と子どもとその家族の生活の質向上のための支援体制を検討し提言することを目的とした。

用語の操作的定義

医療的ケア：医業概念のなかの医行為ではあるが、在宅療養においては本人や家族も実施するもの。

通常学校：盲学校、聾学校、養護学校等の特別支援学校以外の学区を持つ通常の学校。

方法

学校で医療的ケアを必要とする子どもの実態と課題を、①就学支援体制の変遷に関する資料調査、②自治体の特別支援教育担当者への自記式質問紙調査及び面接聞き取り調査並びに医療的ケアを必要とする子どもの学校の担当者、子どもの保護者、医療的ケアを担当している看護師への面接聞き取り調査、③通常の学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもがいる割合が高いと考えられる市区町村の小学校への自記式質問紙調査により把握した。

結果

医療的ケアが必要な子どもへの通常学校における支援体制は、国の制度を利用した看護師の配置、都道府県レベルの制度を利用した看護師の配置、「市区町村が保護者の看護師雇用を支援する」という3つの類型があった。医療的ケア実施にかかる課題には「支援体制の整備」「看護師の安定的確保」「就学場所選択の可能性の拡大」「支援制度が不充分」「看護の継続性の確保」があった。

学校で医療的ケアが必要な子どもの割合は0.046%以下であると推測されるため、2010年5月1日時点での全国の小・中学校の児童生徒数の0.046%が学校で医療的ケアが必要であり、全員が支援の方策として重症管理加算される週3回の訪問看護を利用したと仮定し、1年間の訪問看護療養費の総計を試算したところ約85億円であった。

結論

現行の予算措置による支援制度と比較して、子どもとその家族の生活の質向上のために必要な支援を継続的に可能とし、就学場所や医療的ケアの実施者について選択の幅を広げるためには、「居宅」以外への訪問看護を公的医療保険制度の給付の対象とする必要がある。その場合でも、財政面には大きな影響は与えない。また、保険制度の適用とともに、子どもへのケアが提供できる訪問看護師育成の方策も必要である。

平成 24 年 8 月 20 日

山形大学大学院医学系研究科長 殿

学位論文審査結果報告書

申請者氏名： 鈴木 育子

論文題目：学校における医療的ケアの円滑な実施と子どもとその家族の生活の質向上のための支援体制の検討

審査委員：主審査委員

村上 正泰



副審査委員

木戸 勉



副審査委員

大谷 浩一



審査終了日：平成 24 年 8 月 6 日

【論文審査結果要旨】

慢性疾患や難病により医療的ケアを必要としながら地域で生活する子どもが増加している中、それらの子どもに対する就学支援体制の整備が課題となっている。本研究は、通常学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもの現状について実態調査を行い、支援体制の在り方について検討したものである。

医療的ケアを必要とする子どもへの就学支援体制については、特別支援学校については明らかになっているものの、それ以外の学校の実態について把握した調査は存在しない。そこで、本研究において、医療的ケアを必要とする子どもの在籍経験があると考えられる通常学校を管轄する市区町村の担当者を対象に調査を実施したところ、支援制度の実施主体として国と市区町村、都道府県と市区町村、市区町村のみの3類型が存在したが、いずれも支援制度が不充分であり、条件に合う看護師を安定して確保することが難しい状況にあった。他方、医療的ケアの必要な子どもが比較的多く通常学校に在籍していると予想される全国の総合周産期母子医療センター所在地域の通常学校を対象に調査を実施したところ、医療的ケアを必要とする児童がいた学校は 17.4%、全児童数に占める医療的ケアが必要な児童数の割合は 0.046% であった。

こうした調査結果を踏まえ、安定した看護師確保の方策として、現行制度では実施することのできない学校等での訪問看護の活用を認めれば、子どもが必要とするケアを必要な時に提供する体制を組むことができ、継続的な看護の提供も可能となるなど、現行の支援制度と比較して、子どもや家族の選択の幅を広げ、医療的ケアが必要であるということだけで子どもの就学場所が限定されることもなくなるとして、訪問看護の活用を提言している。これに必要な年間の訪問看護療養費の総額として約 85 億円との試算も提示している。

本研究は、これまで明らかにされてこなかった通常学校における医療的ケアの実態について初めて全国的な調査を行い、支援制度が不充分で、看護師確保が困難であり、看護師確保ができない場合は家族の負担が大きい実態を明らかにした上で、訪問看護を居宅以外に学校等でも認めるべきであるとの新たな政策提言をまとめた点は、今後の就学支援体制の整備に有用と考えられる。審査委員会では本研究が博士（医学）の学位論文に十分値するものと判断し、合格とした。

(1, 200 字以内)